

27文科高第31号
平成27年4月1日

各都道府県知事 殿
文部科学大臣所轄各学校法人理事長

文部科学省高等教育局私学部長

藤原 誠

(印影印刷)

学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の拡充の
税制改正について（通知）

このたび、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第148号。以下「改正令」という。)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年財務省令第30号。以下「改正財務省令」という。)が公布され、学校法人について租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の2に規定する税額控除の対象法人となるための要件が緩和されることとなりました。

今般の改正は、少子化の進展に伴い学生数が減少していく中で、教育環境の充実を図る観点から、学校法人への個人寄附に係る税額控除制度の拡充を図ったものです。

昨今、私学を取り巻く環境が厳しさを増す中、各学校法人には経営基盤の強化が喫緊の課題となっており、従来の授業料収入等のみならず寄附金等の外部資金の調達が重要になっております。学校法人の寄附募集を促進するため、平成23年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)が改正され、学校法人に対する個人寄附に係る税額控除制度が導入されたところですが、当該制度を活用するためには寄附実績に係る要件が課されており、これまで税額控除対象法人であることの証明を受けた学校法人は、大臣所轄学校法人で321法人(48.1%(平成27年2月末現在))、都道府県知事所轄学校法人で97法人(1.3%(平成26年5月現在))に留まっております。

今般の改正により、学校法人の規模に応じて寄附実績要件が緩和され、従来要件を満たすことが困難であった小規模な学校法人にとっても活用しやすい制度となりましたので、文部科学大臣所轄各学校法人におかれましては、今般の改正を契機として、税額控除対象法人の証明申請をご検討いただくとともに、より一層の寄附金の募集に取り組み、経営基盤の強化に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、所轄学校法人の多くが税額控除の証明を受けられ

ていない現状も踏まえ、税額控除制度の活用が進むよう、今般の改正の趣旨について所轄の学校法人及び準学校法人に対してご周知願います。併せて、平成20年7月10日付け20文科高第297号でもお願いしているところですが、地方住民税における寄附金税額控除について、学校法人に対する寄附金を指定の対象に加えていただけるように、ご検討いただくとともに、各都道府県内の市町村に対しても、学校法人に対する寄附金を指定の対象に加えていただけるよう適宜御検討くださるよう周知をお願いいたします。

また、特定公益増進法人（所得控除制度）についても、制度のご活用及びご周知をお願いいたします。

記

第一 改正の概要

(1) 租税特別措置法施行令の一部改正

寄附金の税額控除の対象となるために必要な寄附実績要件が緩和されたこと。

（改正令による改正後の租税特別措置法施行令（以下「新租特令」という。）第26条の28の2第1項関係）

具体的には、寄附実績判定において、学校法人等の設置する特定学校等（注1）の定員等の総数が5,000に満たない事業年度（定員等の総数が0である事業年度を除きます。）にあつては、判定基準寄附者（注2）の数を当該判定基準寄附者の数に5,000を乗じた数を特定学校等の定員等の総数（当該定員等の総数が500に満たない場合には、500）で除して得た数として算定し、実績判定期間内の年平均の判定基準寄附者の数が100以上であること及びその判定基準寄附者からの寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとされました。

これにより、例えば定員等の総数が500以下の法人においては、年平均10人以上（改正前：100人以上）の判定基準寄附者がいれば要件を満たせることとなります。

(注1) 特定学校等の定義

イ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）、専修学校及び各種学校

ロ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ハ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第41条に規定する児童養護

施設，同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第2号に規定する医療型障害児入所施設，同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設

(注2)判定基準寄附者の定義

判定基準寄附者とは，新租特令第26条の28の2第3項第3号に規定する判定基準寄附者をいい，基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいう。

(2)租税特別措置法施行規則の一部改正

設置する特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度を有することにより新租特令第26条の28の2第2号イ(2)に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた学校法人等に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については，平成27年分の所得税から適用することとしたこと。(改正財務省令附則第15条関係)

第二 留意事項

- (1) 定員等の総数の算定にあたり、学校法人等が複数の特定学校等（(1)(注1)に掲げるものを指し、収益事業や附随事業として保育所等の運営を行っている場合を含む）を設置している場合においては、各特定学校等の定員等の数を合計して算定する必要があること。
- (2) 特定学校等の定員等の総数は学校法人の事業年度に対応する特定学校等の事業年度の数によるが、特定学校等の開校の前年度に学校法人の設立認可と特定学校等の設置認可を受け、学校法人の設立の登記がなされている場合に限り当該年度における定員等の総数は、設置認可を受けている特定学校等の定員等の総数とすることができること。
- (3) 今般の改正により、新租特令第26条の28の2第2号イ(2)に掲げる要件を満たすことにつき所轄庁の証明を受けた学校法人等が、特定事業年度（設置する特定学校等の定員等の総数が5,000に満たない事業年度）を有する場合、当該法人に対して寄附を行った者に対する所得税の税額控除については平成27年分の所得税から適用することとされるとともに（改正令附則第2条）、控除証明書について平成27年中に発行したものについては平成27年分の税額控除の適用ができることとする経過措置（※）が講じられている（改正財務省令附則第15条）ため、都道府県知事が当該経過措置の適用を受ける学校法人に対して証明書を発行する際には、【別添5】（所轄庁（文部科学省から発行される証明書の様式）を参考に、平成27年度分の所得税から適用される旨を記載すること。また、経過措置は税額控除に係るものであるため、当該学校法人等に対して寄附を行った者に対する所得税の所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第1項の所得控除については、特定公益増進法人の証明を受けた日以後から適用するものであり、証明書発行前の寄附金については所得控除の適用はないこと。
※ 寄附金を支出した日以前5年以内に発行された証明書の添付が要件とされている（改正財務省令による改正後の租税特別措置法施行規則第19条の10の4第11項第2号）。

添付資料

- 【別添 1】 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（抜粋）
- 【別添 2】 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表（抜粋）
- 【別添 3】 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（抜粋）
- 【別添 4】 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表（抜粋）
- 【別添 5】 所轄庁（文部科学大臣）から発行される証明書の様式

【本件連絡先】

文部科学省

高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2532）